

東京 → 石川県

令和7年度 起業支援金

(いしかわ移住支援事業)

地域の活性化や地域が抱える課題の解決に資する幅広い事業分野※において、**デジタル技術を活用した**起業を支援し、起業者が抱える開業に伴う課題解決に向けた伴走支援を行うとともに店舗設備費などの一部開業資金に対して補助を行います。

※地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、空き家活用、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等

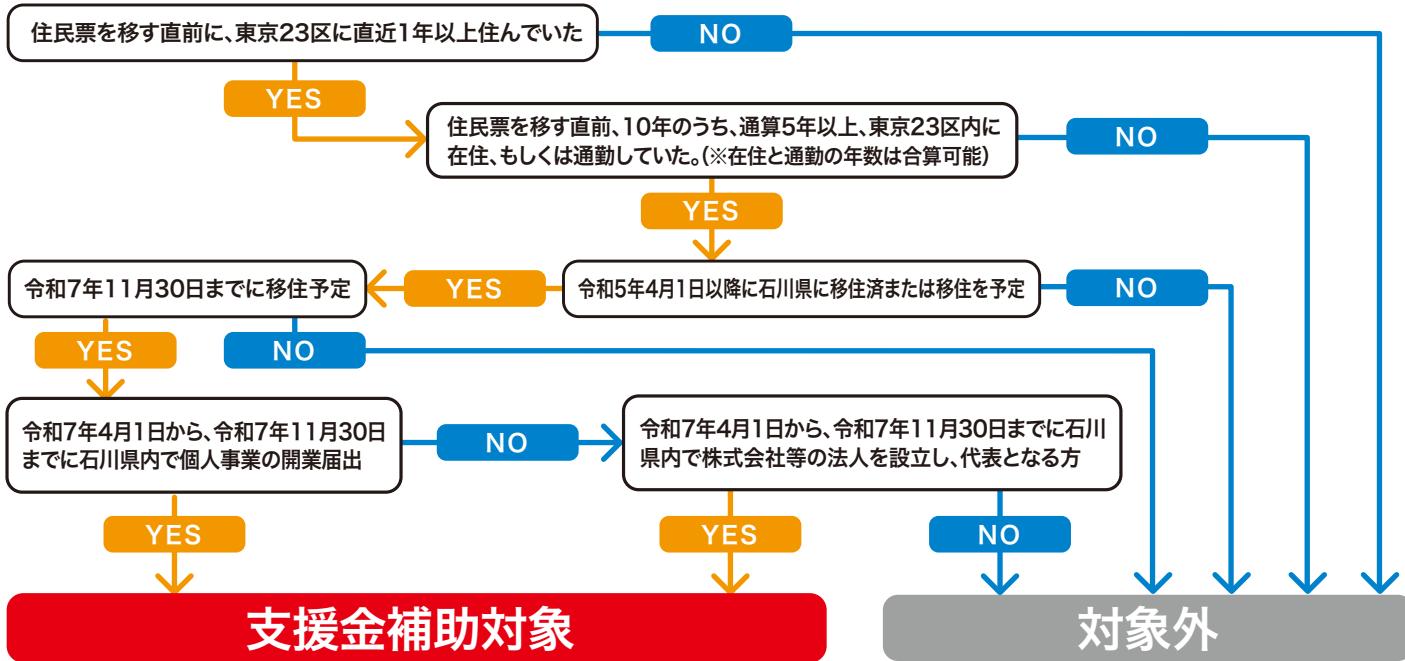
補助額 **最大200万円** (補助率1/2) + 移住支援金で最大300万円*

* 移住支援金の対象要件等は、各市町担当窓口へご相談ください * 満18歳未満の子どもの人数に応じて300万円を超える場合があります



起業支援金を活用して石川県へ

補助対象者が確認しよう！（年度によって条件が異なることがあるため、必ず公募要領をご確認ください。）



補助対象となる経費は？

- ① 使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 令和7年4月1日以降の契約・発注により発生した経費※
 - ③ 証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費
- 上記①～③の条件をすべて満たす店舗等借入費、設備費、広報費等の経費が対象となりますが、一部対象外となる経費もありますので、必ず公募要領をご確認ください。

見積書、契約書、納品書、請求書、振込受領書、領収書等が証拠書類となりますので、必ず保管してください。

提出しなければならない書類は？

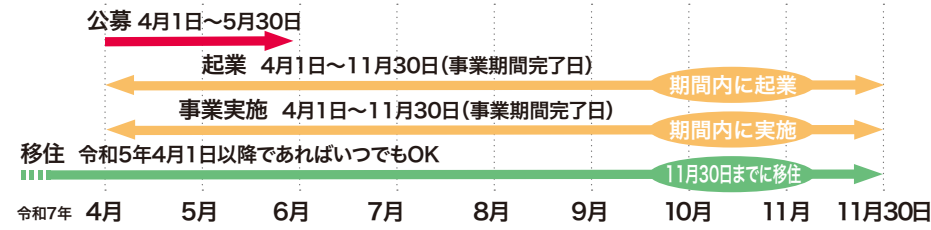
1. 事業計画書(様式1、様式2)
2. 様式1、様式2を記録した電子媒体(CD-R等)
3. 補足説明資料(A4版片面印刷10枚程度まで)
4. 住民票(応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの)
5. 運転免許証等(裏表のコピー)
6. 開業届のコピー(個人事業主として開業済みの場合)
7. 履歴事項全部証明書(法人設立済みの場合)

8. 移住関係添付書類

ご自身が当てはまる要件に応じて、次の①、②のいずれかの書類を提出してください。

- ① 移住元での所在地、在住期間を確認できる書類(移住先の住民票の写し及び移住元の住民票の除票の写し等)
- ② 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(退職した企業での就業証明書等)

起業支援金 公募スケジュール



石川への移住・Uターンをお考えの方や、移住して間もない方の仕事探しや暮らしをサポートします。お気軽にご相談ください。



いしかわ移住Uターン相談東京センター (ILAC東京)

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-6-5 飯田橋駅東口ビル1F
TEL:03-6734-1497
受付時間/10:00～19:00 ※火曜～土曜(年末年始 祝日除く)

ふるさと回帰支援センター相談窓口

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階
TEL:090-1541-8786
受付時間/10:00～18:00 ※水曜～日曜(年末年始 祝日除く)

お申込・お問い合わせ先

石川県ではあなたの移住創業を全面バックアップいたします。

「創業サポートデスク」を設置し、創業や起業に必要な知識の習得、事業計画の作成支援等を行うほか、将来の成長が期待されるベンチャー企業を発掘し、集中的なサポートを行っています。また、知的財産に関する総合支援窓口として、一般社団法人石川県発明協会と連携し、特許や意匠・商標等のさまざまな相談に対応します。



公益財団法人
**石川県
産業創出支援
機構**
Ishikawa
Sunrise Industries Creation
Organization



オンライン相談可能

コンサルティング事業部 経営支援課
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館1F
TEL:076-267-1244
受付時間/10:00～12:00、13:00～17:00
月～金曜日(祝日を除く。)
FAX: 076-267-3622
URL: <https://www.isico.or.jp>
E-mail: keiei@isico.or.jp

